

第三期帯広市地域福祉計画【原案】 概要版

第1章 計画の策定にあたって

計画策定の目的 地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めることを目的とします。

計画の位置付け 社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」

計画の期間 2020（令和2）年度～2024（令和6）年度までの5年間

第2章 帯広市の地域福祉の現状と課題

帯広市の現状、市民アンケート調査の結果、第二期地域福祉計画の取組の評価結果を踏まえ、今後に向けた課題と基本的考え方を、下記のとおりとします。

（1）課題について

○高齢者世帯や独居世帯の増加に加え地域交流が少なくなり、社会的に孤立しがちな世帯が増加していることや、各分野を横断するような複合的な課題を抱える事例の増加等への対応、ノーマライゼーション理念の定着や健康づくりの取組の推進などが求められています。

（2）基本的考え方について

○地域住民が自ら地域生活課題に向き合い、互いに支え合うことができる地域づくりを進めるため、担い手の育成とともに、地域活動への支援に取り組みます。

○複合的な課題などの困難事例に対応するため、関係部署や相談・支援機関が連携し、包括的な支援を行なうことのできる体制づくりを進めます。

○誰もが健康で、生きがいを持ち、安心して暮らすことのできる地域づくりを進めるため、地域住民が互いに支え合い、地域の活動を支える仕組みや環境づくりを進めます。

○市民一人ひとりの健康づくりと介護予防等の活動を支援する取組を進めます。

第3章 地域福祉推進の考え方

1 計画の基本理念

地域共生社会の考え方を踏まえ、市民一人ひとりがお互いに支え合い、健康で生きがいを持ち、安心して暮らすことのできるまちを目指すため、次の基本理念に基づき、地域福祉を推進します。

「すべての市民が共に支え合い、安心して、生き活きと暮らせるまち おびひろ」

2 計画の基本目標

基本目標1 共に支え合う地域づくり

○すべての市民が、地域福祉を我が事として捉え、地域の生活課題や活動に主体的に関わり、共に支え合う地域とするため、地域の活動を支える拠点づくりや、地域福祉を担う人材の育成、地域福祉活動の推進に取り組みます。

基本目標2 安心して生活できる地域づくり

○支援を必要とする人が、適切かつ切れ目のないサービスの提供が受けられるなど、誰もが安心して生活できる地域とするため、福祉等に関する相談体制の充実や、様々な部署や関係機関が連携した包括的な支援を行う体制づくりを進めます。

○生活困窮者の自立支援や、権利擁護の推進などに取り組みます。

基本目標3 生活活性と健康で暮らせる地域づくり

○市民一人ひとりが、住み慣れた地域で生活活性と健康で暮らすことのできる地域とするため、誰もが支え合う地域環境の整備や、主体的な健康づくり、介護予防の推進などに取り組みます。

3 施策の体系

【基本目標】

1 共に支え合う地域づくり

2 安心して生活できる地域づくり

3 生活性と健康で暮らせる地域づくり

【基本方向】

（1）地域活動を支える拠点づくり

（2）地域福祉を担う人材の育成・確保

（3）地域福祉活動の推進

（1）相談支援と福祉サービスの適切な利用促進

（2）包括的な連携体制の確立

（3）権利擁護の推進

（1）誰もが支え合う地域環境の整備

（2）健康づくりや介護予防の推進

第4章 施策の展開

基本目標1 共に支え合う地域づくり

基本方向（1） 地域活動を支える拠点づくり

市民や行政、福祉関係者等が協働し、地域の活動を促進するため、住民同士の交流や地域団体などが活動を展開する拠点づくりを進めます。

主な施策	①既存施設等を活用した拠点づくりの促進 ②地域活動団体への支援
------	------------------------------------

基本方向（2） 地域福祉を担う人材の育成・確保

地域住民一人ひとりが、地域福祉に関心を持ち、実際に地域の活動に参加してもらえるよう、各種講座の開催などを通じて、地域福祉を支える人材の育成・確保に取り組みます。

主な施策	①地域福祉に関する意識の醸成 ②地域の人材の育成・確保
------	--------------------------------

基本方向（3） 地域福祉活動の推進

民生委員・児童委員や地域における見守り活動等を通じて、地域のつながりを強めるとともに、市民が主体的に地域福祉活動に参加できる環境づくりや福祉関係団体の連携、防災活動などを通じて、地域福祉活動を推進します。

主な施策	①地域における支え合い機能の充実 ②主体的参加の推進 ③関係団体の連携促進 ④地域の防災活動の推進
------	--

第4章 施策の展開

基本目標2 安心して生活できる地域づくり

基本方向(1) 相談支援と福祉サービスの適切な利用促進

福祉サービスを必要としている人が適切なサービスを選択、利用できるよう、相談窓口等の周知や窓口間の連携推進など、相談体制やサービス提供体制の充実を図ります。

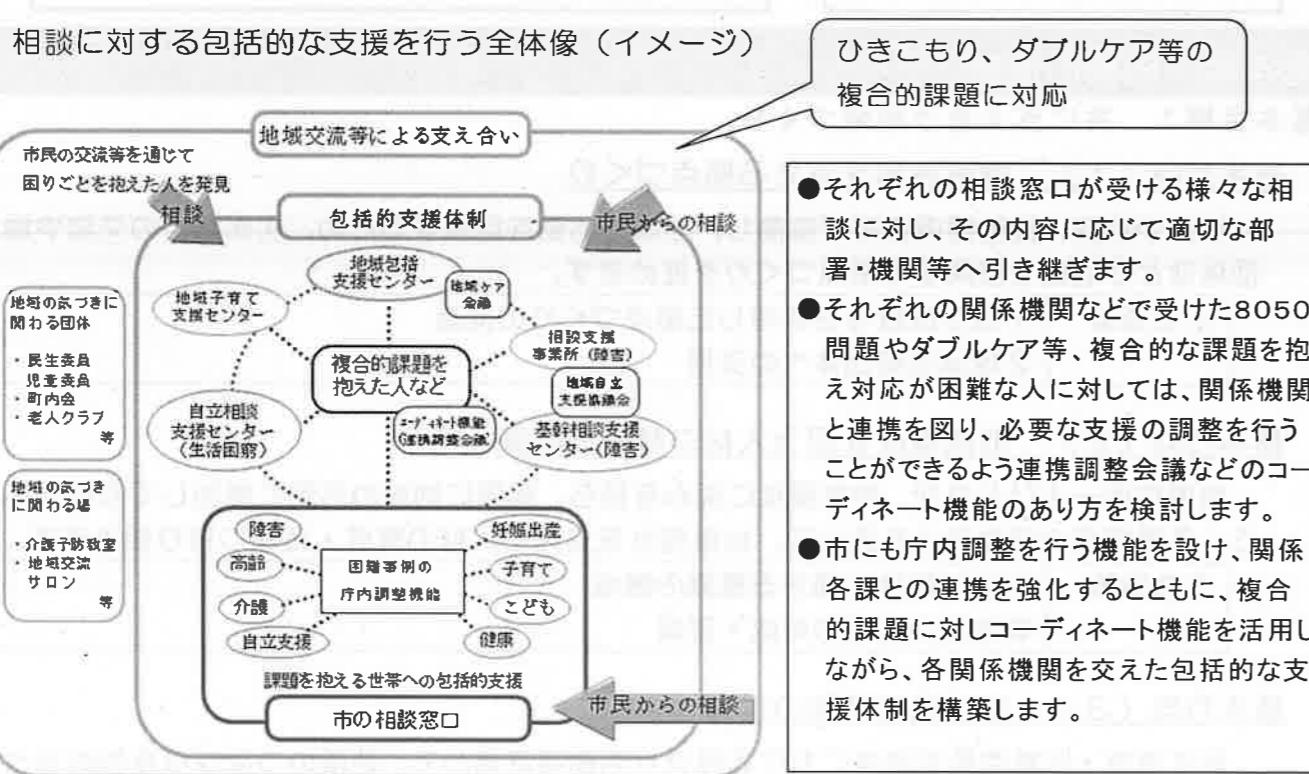
- | | |
|------|---|
| 主な施策 | ①地域における相談体制の充実
②総合的な相談体制の確保
③福祉サービスの提供体制の充実
④再犯防止に向けた取組の推進 |
|------|---|

基本方向(2) 包括的な連携体制の確立

複合的で複雑な課題を抱えた人に対し、多機関が連携を図り、分野を横断して総合的に支援することができる体制づくりを進めます。

- | | |
|------|--|
| 主な施策 | ①包括的な支援を行う体制づくり
②切れ目のない包括的な支援
③生活困窮者自立に向けた支援 |
|------|--|

相談に対する包括的な支援を行う全体像（イメージ）



基本方向(3) 権利擁護の推進

判断能力が十分でない高齢者や障害のある人等に対して、基本的な人権を守るために、成年後見制度の利用促進を図ります。また、虐待防止の取組を進めます。

- | | |
|------|------------------------------|
| 主な施策 | ①成年後見制度の利用促進
②虐待等防止に向けた対応 |
|------|------------------------------|

基本目標3 生き活きと健康で暮らせる地域づくり

基本方向(1) 誰もが支え合う地域環境の整備

誰もが多様性を認め合い、地域社会の一員として生き活きと暮らせるよう、ノーマライゼーションやユニバーサルデザインの考え方に基づいた地域づくりを進めます。

- | | |
|------|---------------------------------------|
| 主な施策 | ①ノーマライゼーション理念の定着
②ユニバーサルデザインの地域づくり |
|------|---------------------------------------|

基本方向(2) 健康づくりや介護予防の推進

すべての人が生き活きと健康で暮らせるよう、一人ひとりが主体的に健康づくりや介護予防などに取り組むことができる環境づくりを推進します。

- | | |
|------|--|
| 主な施策 | ①地域における健康づくりの支援
②介護予防の推進
③介護と医療との連携
④自殺防止に向けた取組 |
|------|--|

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

計画を具体的に推進していくための協議を行うなど、各関係部署、関係機関等と連携しながら、協働して計画を推進していきます。

2 計画の進捗管理

本計画を円滑に推進するため、保健、福祉、医療に関する総合的な観点から協議を行う帯広市健康生活支援審議会で、毎年度、進捗状況の点検評価の結果を報告します。

必要に応じて計画の見直しや関連する施策に反映させるなど、適切な進捗管理を行います。

3 指標の設定

本計画の取組の効果と目標の進捗状況等を測るために以下の指標を設定します。

	指標	指標の考え方	基準値 (H30)	目標値 (R6)
基本目標1	ボランティアセンター登録人数	帯広市社会福祉協議会に登録をしている地域活動等を行うボランティア登録者数	4,819人 (R1)	5,068人
基本目標2	個別課題の検討会議の開催回数	専門職や地域住民等が参加し、市民の生活に係る個別課題の解決に向けた検討などを行う会議の開催回数（地域ケア会議、個別支援会議等）	66回	81回
基本目標3	介護度が要介護度1までの高齢者の割合	65歳以上の市民のうち、自立から要介護度1までの高齢者の割合	91.3%	91.3%
	健健康と思っている市民の割合	市民のうち、健健康と思っている人の割合	— 2019年度中に調査	↗ 上昇

～ 今後のスケジュール ～

11～12月：パブリックコメントを実施 2月：厚生委員会へ計画案の報告 3月：成案